

仮処分の申立てを利用した不当要求への対応について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

ひなた法律事務所 弁護士 寺川 拓

1 はじめに

不当要求の典型的な例は、大きな声をあげたり、時には暴力を振るったりするなどの態様で、応じる必要もない要求を通そうとする行為です。

このような不当要求は繰り返して行われることが多いことから、その度に対応するだけで、通常の日常生活を送ることや職務を遂行することができなくなります。それだけではなく、いつ不当要求者が来るのか、自身や家族に危害を加えることはないかなど、不安な日々を過ごすこととなります。

そのため、安心して平穏な生活を取り戻すために、一刻も早い対応が必要となります。

今回は、不当要求に対する法的手続として、仮処分の申立てを利用した不当要求への対応を紹介します。

2 仮処分の申立て

(1) 仮処分の申立てとは、裁判所における手続の一種です。

裁判所に救済を求める手段として、まず「訴訟」を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、不当要求行為に対しては、同行為の差止を求める民事訴訟を提起することが考えられます。

しかし、民事訴訟における審理は、ある程度の日数を要します。そのために、民事訴訟で審理している間にも、不当要求行為が継続されることとなれば、現状の生活の維持が困難となったり、営業ができずに経営が破綻する、といった深刻な被害に至るおそれがあります。

そこで、最終的には民事訴訟で解決を図るとしても、その解決を待っていたのでは、被害の回復が著しく困難となるといった場合に、裁判所が暫定的に不当要求行為を差し止める旨の内容を決定して、救済を図ることができます。この裁判所の暫定的な決定を求める手続が、仮処分の申立てです。

仮処分の申立てにおいては、例えば、建物内の立入りや電話連絡・面談の強要をしてはならない旨の決定を裁判所に求めることとなるでしょう。

(2) 仮処分の申立ての特徴は、審理が迅速に行われることです。

個々の事案によるかと思いますが、1カ月程度で審理が終結することが多いようです。審理では不当要求者も出頭することがあり、裁判所からの説得に応じて不当要求行為をしないことを約束してもらい、和解で解決することもあります。

民事訴訟ですと、裁判所に当事者の言い分を聞いてもらうまでに訴えを提起してから約1カ月もかかりますⁱⁱ。

もっとも、仮処分の申立てにより、裁判所の決定が出されたとしても、不当要求行為が止まないケースについては、裁判所を利用した法的手続としては訴訟へと移行せざるを得ないと思われます。また、警察に相談・連携して対応を検討することも必要になってくるかと思われます。

3 まとめ

以上のとおり、仮処分の申立ては、不当要求行為に対し、迅速にかつ、有効に対応できる場合がありますので、不当要求行為の被害を受けた場合、その活用を検討してみてください。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載

ⁱ 最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証結果の公表（第7回）」によると、平成28年における民事第一審訴訟事件の平均審理期間は、8.8月となっています。

ⁱⁱ 民事訴訟規則第60条で、訴えを提起されたときは、裁判長は、速やかに口頭弁論の期日を指定しなければならないが、その期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならないとされています。